

議案第 8 7 号

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 1 4 年条例第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	1 0 0 円	1 市長が指定する処分地へ搬入するとき。	を	「	2 0 0 円	1 0 キログラム未満のときは、1 0 キログラムとする。」	」
			2 1 0 キログラム未満の端数は、切り捨てる。」					

に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

改正後						改正前					
別表第1（第21条関係）						別表第1（第21条関係）					
種別	取扱区分	単位	収集、 運搬手 数料	処分手 数料	摘要	種別	取扱区分	単位	収集、 運搬手 数料	処分手 数料	摘要
省略						省略					
その他の 廃棄物	省略					その他の 廃棄物	省略				
	事業系 一般廃 棄物 (粗大 ごみを 除く。)	10キ ログラ ムにつ き		200円	10キロ グラム未 満のとき は、 10キログ ラムとす る。		事業系 一般廃 棄物 (粗大 ごみを 除く。)	10キ ログラ ムにつ き	100円	1	市長が 指定する 処分地へ 搬入する とき。 2 10キ ログラム 未満の端 数は、切 り捨て る。